男女共同参画みえネット会則

(名称および組織)

第1条 この会は、男女共同参画みえネット(愛称「男女みえネット」といいます。)と 称し、ネットワークの目的に賛同する個人ならびに団体をもって組織します。

(会員)

第2条 ネットワークの目的に賛同する個人ならびに団体の構成員を会員とします。

(目的)

第3条 この会は、男女共同参画を推進するための情報の交換や共有・提供を目的とします。

(活動内容)

第4条 この会は、次の活動を行います。

- (1)交流会の開催
- (2) ニュースレターの発行
- (3) その他、男女共同参画を推進するために必要とする活動 ただし、営利や特定の政党・宗教を支持する活動はしません。

(情報の管理)

第5条 この会で得た情報は、目的外に使用できません。

(世話人)

第6条 この会には、連絡調整のため世話人を置きます。

(会費)

第7条 活動費等として、会費は年2,000円とします。会費は、世話人が管理します。 (その他)

第8条 この会則に定めのない事項については、会員の協議によって定めます。

附則

会計について

会計年度は、4月から翌年の3月末とします。

入会時期にかかわらず、会費は2,000円/年とします。

退会は自由ですが、会費は返却しません。

この会則は、平成20年4月26日から施行します。

平成21年5月7日一部改正

平成22年5月15日一部改正